

令和6年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議 結果概要

- 1 日 時 令和6年9月6日（金）午後2時30分～午後4時35分
- 2 場 所 千葉県教育会館 本館6階 604会議室
- 3 出席委員 大橋座長、伊東委員、大川委員、今野委員、佐々木委員、澤田委員

4 会議の概要

（1）開会

○司会

ただいまから、令和6年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を開会します。

私は、本日の進行を務めさせていただきますくらし安全推進課防犯対策推進室長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、本会議の公開、会議結果の公開について、お知らせします。この会議は、本会議設置要綱第6条の規定により、原則として公開します。併せて、同要綱第8条の規定により、会議の結果につきましても原則公開とし、会議終了後、千葉県ホームページに掲載します。つきましては、被害に遭われた方などの個人名や団体名が特定されないよう御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、次第2、県を代表しまして、生活安全・有害鳥獣担当部長の亀井より御挨拶を申し上げます。

（2）あいさつ

○環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長

環境生活部の亀井でございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、御多用のところ、本日の会議に御出席を賜り、誠にありがとうございます。私が以前から存じ上げている皆様に集まっておられ、非常に心強い会議と考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本会議は、令和3年4月に施行された千葉県犯罪被害者等支援条例、この条例に基づく計画として令和4年3月に策定された千葉県犯罪被害者等支援推進計画に定められたものであり、昨年度に続き2回目の開催となります。

本日は、令和5年度の施策の実施状況について御報告を申し上げるとともに、委員の皆様から御意見をいただき、必要な改善を行いながら、計画の効果的かつ着実な推進を図って

いきたいと考えております。

今回も、それぞれの御専門の立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続いて、座長を務めていただいております大橋委員から御挨拶をいただきます。

○大橋座長

大橋です。担当部長からお話がありましたように、この推進計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画で、早いもので3年目となります。そして、今、令和6年の9月ということで、5年計画の2年半まで過ぎたこととなります。残り2年半の期間がありますが、今日の会議は推進計画の中間地点ということで、去年を中心に振り返りながら、これからを考えていくよい機会になると思います。

このあと進捗状況等について報告があるかと思いますが、私たちは基本的に被害者や被害者遺族に寄り添った支援をできるだけ推進していきたいと思っていますので、制度が独り歩きするような形ではなく、今の時点での成果をチェックするとともに、これからどうしていけばよいかということ、御意見をいただければと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司会

続いて、新たに御就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、改めまして委員の皆様を御紹介いたします。お手元に配付しました「出席者名簿」を御覧ください。50音順に御紹介いたします。委員の皆様におかれましては、一言、御挨拶をお願いいたします。

副座長の伊東委員でございます。

○伊東委員

伊東でございます。

座長からも話がありましたが、条例が施行され、年数が経ちました。この間の市町村の条例制定の広がりを見ますと、やはり県の条例施行の力をとても感じています。

他方で、施行当時は熱量があったものが、制度が定着してくると、だんだん冷めてくることもあり得ます。そのようなことがないように定期的にチェックし、不足しているところ等

を指摘して、また改善する道を作っていければと思います。よろしくお願いします。

○司会

大川委員でございます。

○大川委員

大川でございます。産婦人科の医師で、NPO法人千葉性暴力被害者支援センターの理事長をしていますので、主にその立場から発言させていただこうと思います。

犯罪被害者支援条例ができて数年が経ちましたが、元々、国で犯罪被害者等基本法、基本計画があり、計画も数年ごとに刷新されておりますので、それに追いついていきたいと
思います。

一方で、自治体の条例がせつかくありますから、独自のこともできるのではないかと、特に、市町村でも条例を作っていますので、それぞれの独自性という力も発揮し、少しずつ変えていくことができればと思います。よろしくお願いします。

○司会

今野委員でございます。

○今野委員

今野でございます。普段、大学で講師として教えていますが、それ以外に性暴力被害者の方の治療やカウンセリングを多数行っています。

そうした方と接している中で、今回の推進計画がどのように進んでいるのか、その方たちにどのような利益になっていくのかも考えながら、寄り添った気持ちでお話できればと思います。どうぞよろしくお願いします。

○司会

今回、新たに委員に御就任いただきました佐々木委員でございます。

○佐々木委員

佐々木と申します。私は本年3月まで県の職員として働いており、退職後、4月から市長会・町村会の事務局長を務めております。

県では、主に市町村行政に携わり、九十九里町では副町長を4年ほど務めていました。そのような経験を踏まえて、よりよい意見を出させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○司会

澤田委員でございます。

○澤田委員

澤田と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、息子を事件で失い、間もなく16年近くになります。被害者のための制度ができ、被害者参加制度等を利用できたことは、被害者としては、ある程度、恵まれてきました。それに、支援してくださる方々との出会いも、本当に救われるものでした。

昨年4月から千葉犯罪被害者支援センターの御努力と御協力を得て、自助グループ「あおぞら」を開始しました。伊東先生も参加しておられます。事件直後から様々な対応に追われ、ある程度区切りがついても、被害者はずっと事件を背負っていく、それをどう回復していくかというときに、同じような被害者の方とお話をするこゝで、回復に繋がるのではないかと申ひています。これからも、いろいろなことを語り合っていく場所になればと申ひています。どうぞよろしくお願ひします。

○司会

続いて、関係課として、警察本部警務部警務課の出席を得ていますので、御紹介申ひします。警務部警務課被害者支援室の南課長補佐でございます。

○県警察本部警務部警務課被害者支援室 南課長補佐

南と申ひします。よろしくお願ひいたします。

○司会

同じく被害者支援室の北澤係長でございます。

○県警察本部警務部警務課被害者支援室 北澤係長

北澤です。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会

続いて、事務局の環境生活部の職員でございます。先ほど、御挨拶させていただきました担当部長の亀井でございます。

○環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長

亀井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会

くらし安全推進課長の渡辺でございます。

○くらし安全推進課長

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○司会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事

○司会

それでは、次第3の議事に移ります。

議事の進行については、本会議設置要綱第4条第3項の規定により、座長が行うこととされています。大橋座長、よろしくお願いいたします。

○大橋座長

それでは、議事の進行を行います。本日の議事は「千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況について」となります。

まず、資料について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

(資料1～5について、事務局から説明)

○大橋座長

ただいまの事務局の説明を踏まえ、委員の皆さんから御発言をお願いします。

○伊東委員

私から5点、指摘します。

まず1点目、見舞金についてです。資料2の4ページに見舞金のことが書かれています。現行の制度は、遺族見舞金と重傷病見舞金を対象としています。これについて拡充を検討すべきときが来ているのではないかと、という意見です。

1つは性犯罪・性暴力について、もう1つは正確な用語ではないかもしれませんが、重傷病に至らない傷害について、この2つについて、すぐには難しいかもしれませんが、検討を要すると思っています。

まず1つ目の性犯罪・性暴力については、刑法犯認知件数の説明等でも、性犯罪の多さは明白ですし、また計画の重点課題でも、性犯罪・性暴力被害への支援がうたわれています。現に市の条例等でも、対象とされてるところも出てきています。

もう1つの重傷病見舞金も、金額の10万円は置いておくとしても、重傷病に至らない場合も考慮しないと、広く被害を救済するということに直結しないのではないかと思います。具体的には、入院要件を外す、通院期間要件の緩和といったところです。

2点目、法律相談についてです。御説明いただいた資料2、4ページです。まず、昨年度の会議後、親族関係の表記を改めていただき、ありがとうございました。

今回の意見は、資料5によりお話をさせてください。「無料法律相談の対象とならない場合」に「④同一事案について、他の公的機関の同様の制度を利用している場合」が掲げられています。おそらく代表例としては、市町村の条例で法律相談が規定されている場合と思われます。これをそのまま当てはめると、市の無料法律相談を利用したら、県で用意している無料法律相談は利用できない、ということになります。

そうすると、被害者が最初に市に訪れた場合、市としては、先に市で法律相談を実施すると県の制度は使えなくなるので、先に県の制度を使ったらどうか、というアナウンスをすることになります。市に来たのに、先に県を使って、というのは、たらい回しのようにも感じる部分もありますし、また市としても、市における相談は2回目の場合、セカンドオピニオンとしての機能しか果たせなくなる可能性もあります。

今後、市が無料法律相談を始める意欲を削ぐ結果にもなりかねません。これが妥当なのか、ということについて、少し検討してもよいのではないかと、思っているところです。

3点目、情報の受付や集約についてです。これは、どの施策というより全般的なことですが、市町村の条例が制定されてきた場合に、どう情報を集約していくか、各機関が充実していけばいくほど、難しい問題が生じると思います。

例えば、最初に情報をキャッチしたときに、次にどこに情報を提供するのか、ということ
は、既に整備をされているのかもしれませんが、やはり市町村に改めてアナウンスすべき
だとも思います。

期待されるのは、CVS内のコーディネーターだと思いますが、市町村で次々と条例が
できたときに、コーディネーターがどこまで理解できるのか、ということもあるかもしれ
ません。その辺りの情報の受付や集約、提供をどうするのかということは、市町村が充実
していけばいくほど、検討していく必要があるのではないかと、思っています。

4点目、市町村のバックアップについてです。資料2の5ページのとおり、特化条例の
制定が12団体と記載されていますが、さらに増やしていければと思います。その中で、
県が果たせる役割もあるかと思しますので、引き続き、市町村のバックアップ等をお願い
します。

最後に5点目、現場の声についてです。県の条例が施行されて数年が経過し、この条例の
計画に基づいて置かれたコーディネーターが奮闘されております。現場実務で活動するに
あたり問題意識をお持ちかと思いますが、それがやや見えにくいところがあります。見舞金、
法律相談、その他情報提供について、コーディネーターが奮闘される中で感じる問題意識を
もう少し知りたいと思うところです。

それから、これは難しいということは承知の上で発言しますが、見舞金の支給、法律相談
の実績が進んでいる中で、被害者の方がこれらの制度を使ってどう感じたのか、可能な範囲
で知りたいと思います。見舞金の金額、支給時期などで、プラスの評価、マイナスの評価
いろいろあると思うのですが、そうしたことを確認したいと思います。

5点目は、現場の声をもう少し知りたい、それを今後の検討にさらに活かせるのではない
か、という問題意識です。

○大橋座長

事務局から発言をお願いします。

○事務局

1点目、見舞金のお話です。おっしゃるとおり、件数、重要性等を鑑み、性犯罪の関係も
対象とすべき、という御意見があることは存じております。ただ、見舞金の制度もスタート
して間もないというところ、また、拡大するには予算措置も必要となりますので、他団体の
状況なども踏まえ、今後、検討してまいりたいと存じます。併せて、重傷病の要件につき
ましても、検討をさせていただきたいと思っています。

2点目、法律相談です。1事案につき、他の公的機関で無料法律相談を受けた場合は、県
では受けられないというのは、おっしゃるとおりです。こちらについては、制度を創設する

際に弁護士会の方々と御相談させていただいた中で、個別具体の弁護士業務に入る前の相談であれば、1回あればいいだろう、と決めさせていただいたものです。

ただ、委員がおっしゃるとおり、松戸市など、県がやっても、もう1回できるという団体も出てきており、市町村が見舞金なども含め様々な支援制度について、県にONするような形でやりたい、ということが、当然あると思います。それを県が阻害するのはどうか、という問題がありますので、また弁護士会等と相談させていただきながら、検討していきたいと考えています。

3点目、情報の集約・提供です。いろいろな市町村で、支援メニューが増えていけば、どのようなことができるかということ、連携していかなければならないと思います。今までは、市町村の取組自体が多くない状況で、コーディネーターが市町村と情報交換をしながらやってるところだと思いますが、実際のところ、各事案について、どの程度、連携しているのかは、定かでないところもございます。委員がおっしゃるとおり、情報の集約、提供による連携が必要ですので、今後、また整理をしていきたいと思っています。

4点目、市町村へのバックアップです。特化条例の制定については、これまでもコーディネーターと県職員が市町村訪問をしたり、検討している市町村に対し情報提供をしているところです。引き続き、しっかりやってきたいと存じます。

5点目、現場の状況です。コーディネーターが日々の業務の中で、どのような意識があるかということですが、現在、見舞金の運用や市町村訪問などに傾注しているところもあると思われま。また、被害者の方々が見舞金を受けたり、法律相談をした際に、どのような声があったか、という把握はしておりません。

いずれにしても、どのようなものでしたら使いやすい、この時期にもらえればよいなどの声も聞きながら、CVSやちさとと連携して対応してきたいと思っています。

○伊東委員

最後の被害者の方の声というのは、必ずしも形式的にアンケートをとればいいというわけでもありませんし、そのこと自体が2次被害にも繋がる場所でもあるので、難しさは十分、理解しています。

振り返ってみますと、私の5つの意見は、少なくとも条例がなければ考えられないものであり、制度ができたからこそ、さらにブラッシュアップできないかという問題意識です。そうした意味では、数年前では考えられなかったものであり、このような問題意識を持てるということ自体が、前進しているのだということを感じています。

○大橋座長

その他、御意見ありますか。

○大川委員

見舞金の話がでましたので、そのことについて発言します。見舞金制度は、計画策定時の委員会の中で、伊東委員からの提案があり、始まったと記憶しています。

市町村が特化条例を作る際に、何をするかというと、具体的なことは見舞金が多い。これは、何をしたらいいかわからないというところや、とりあえず見舞金をやったらよいのでは、という初歩的なところがあって、制度ができていないのではないかと思います。やはり、伊東委員がおっしゃったように、見舞金の対象を広げていくべきではないか、と思います。

それから、法律相談も同じですが、県と市町村が見舞金を出すとすると、その金額はどうなるのか、県からもらったなら市町村はもらえないのか、という心配があります。できればたくさんもらえる方がよいと思うので、順番、整合性なども、各市町村の特化条例ができる際には調整していただきたいと思います。

次に、資料2のグラフデータについて、質問します。最初に、刑法犯認知件数、警察相談の受理件数などがあり、多分この件数というのは人数だと思います。一方、3ページのワンストップ支援センターにおける相談件数は人数ではなく、かかってきた電話の回数、面接回数、要するに延べ件数です。同じ件数という文言を使っていいのかどうか、と思います。

それから、プリミティブな質問で恐縮ですが、刑法犯の認知件数は、2ページにある警察相談の受理件数とは、大きく数値が異なります。認知というのは、被害届があった場合でしょうか、それとも有罪化された場合でしょうか。警察の方に教えていただければと思います。

○県警察本部

認知件数は、被害申告のあった件数、被害届があった件数等です。

犯罪の発生を認知した件数を指します。

○大川委員

申告イコール被害届ですか。相談件数ではないですね。

○県警察本部

相談件数は入っていません。

○大川委員

受理というのは、受理しない相談もあるのでしょうか。

○県警察本部

基本的に事件相談は受理をしますので、事件相談を含めたものが、県警の相談受理件数となります。

○大川委員

相談に来たら、それは記録が残って、相談の受理をしたということになるのですね。わかりました。ですから、相談として受け付けたものが、令和5年は13万5,000件あるのに、被害届となると3万7,000件になってしまうということですよね。

性暴力も扱っているちさとでは、その差が随分大きいな、といつも感じています。これは、被害届を出すつもりだったのに、いろいろな理由で受けてくれないということがあるからかと。多くの理由は、犯罪化できないだろうということ、犯罪化ができないというのは、裁判になれば法律の何を適用するかということ、例えば、同意したのではないかと疑われたり、家族間であると犯罪性が立証できない、ということがあるのだと思います。しかし、性暴力に遭った被害者を支援する立場からすると、本来これは全部犯罪なので、何とか受け付けていただければと思ってる次第です。

次に、1ページ下のグラフ、県内の重要犯罪認知件数の推移です。不同意性交、これは以前、強制性交と言ってたものが、去年、刑法が変わったもので、その事で増えたのではないかと思います、この推移はまだまだ見守っていかなくてはなりません。不同意性交という文言が法律に取り入れられたのは素晴らしいことだと思いますが、脅迫要件はなくなっても、被害者が不同意性交であることを証明しなければなりません。不同意を証明することもなかなか大変なことなので、今後、私どももスキルというか、情報の聞き取り方も研鑽していこうと思っています。

続いて、2ページ下のグラフは、CVSにおける犯罪被害の相談件数で、前からそうですが、性犯罪の数が非常に多いということがわかります。おかげで、性犯罪・性暴力については、かなりの多大な予算をいただいていることはありがたいと思っておりますが、このCVSのグラフの性犯罪の件数は認知件数でしょうか。それとも電話などをたくさん受けているので、それが全部入っているのでしょうか。

次の3ページ上のグラフ、ワンストップ支援センターの相談件数は、ちさととCVSの両方が入っていると思いますが、CVSは、いわゆる#8891「はやくワンストップ」という無料の電話相談を受けていると思うのですが、ちさととは24時間体制を独自で敷いており、それと#8891は回線の関係がうまくいかないのか、#8891はお断りしている、というのが現状です。#8891を使ってる人も結構多いのではないと思うので、CVSに#8891でかけてきた人がどれだけいるのか、教えていただければと思います。

内閣府は#8891ができたので、もう24時間体制ができたと言わんばかりなのですが、必ずしもうまくいっていないので、その辺を内閣府との関係も含めて御検討いただきたいと思っています。

次に、資料2、6ページに記載されているCVSの犯罪被害者支援員養成講座、私も1コマ講義を担当していますが、ちさとでも支援員を養成することは喫緊の課題ですので、毎年、有料で養成講座を開催しています。これは性暴力に特化して、土曜日の終日3日間をかけており、かなり内容の濃い講座になっています。もしできれば、来年度からでも、ちさとの養成講座に参加いただくよう、CVS、県からお声かけいただければと思います。

最後に、病院拠点型の性暴力被害者支援センターの設置について、検討いただきたいと思っています。ちさと1箇所では広い千葉県をカバーしきれません。警察でキャッチされた方はパトカーですぐちさとまで来られますが、警察に行きたくない方は来られません。

このために協力病院があり、各病院でキャッチしていただけるよう医療従事者連絡会なども開催されていると思うのですが、実際には非常に実績が悪いです。実績があるのは、病院の中でコアになるドクターが一生懸命やっているところで、せっきくの協力病院のシステムがあまりうまくいってないと感じています。

なぜ病院が一生懸命にならないかという、やはりお金にならないからです。児童相談所からの診療があった場合には、1件いくらという病院に対する補助などの病院体制があると思います。内閣府は病院拠点型を重視していたと思うのですが、最近では先ほどの#8891で話が終わってしまったような感じもあります。

一方、スタートラインでとても頑張っていた全国の代表的な病院拠点型のワンストップ支援センターは運営の危機に瀕しており、ちさとも、私が引退すれば問題かと思っています。ワンストップ支援センターには病院拠点型が必要で、それには病院拠点型をきちんとサポートしてくださる国や自治体が必要ですので、その辺のことも、ぜひ考えていただきたいと思っています。

さらに、ここで言うことかわかりませんが、全国では内閣府でやっているワンストップ支援センターのお金もほとんど使えていないところがたくさんあるそうです。これは県が予算を半分持たないと、内閣府の交付金が使えないということもあって、できれば国が100%負担すべきではないかという提案をしているところです。

私どもとしては、現状の国と県の予算はありがたいと思っていますが、病院拠点型をきちんとやっていくには全く足りません。せっきくの条例があるのですから、県独自の予算も考えていただきたいと思っています。

○大橋座長

事務局からお願いします。

○事務局

見舞金制度関係については、引き続き、検討してまいります。

CVSの相談件数が被害届の受理件数なのか、延べ件数なのかですが、延べ件数と把握しています。また、#8891からCVSが受けた相談件数ですが、事務局で把握していません。この場でコメントできませんが、先生がおっしゃるとおり#8891の対応等について、県として検討していくものと思いますので、また、ちさと、CVSとも御相談しながら、どのようにしていくのか、今後できる機会で整理していきたいと考えています。

病院拠点型のお話です。病院拠点型のワンストップ支援センターの重要性は認識しているところですが、費用の面、支援をする人材の確保等を考えますと、新たに立ち上げることはなかなか難しいところです。現在、県内の病院拠点型のワンストップ支援センターとして、ちさとがございますので、まずは、ちさとの活動をしっかり支えていくのが大事かと考えています。

その上で、連携医療機関の受付自体がなかなか進んでいないとの話をいただきましたが、それは御指摘のとおりだと思います。どうしたら、連携医療機関がうまく活用していただける形ができるか、引き続き、現場の声を聞きながら検討したい、という課題意識は持っています。ですからすぐにとりより、中長期的な取組になると思いますが、連携医療機関の有効な活用も検討していきたいと考えています。

○大川委員

できそうなところと、少し難しそうなところも含めてお願いしましたが、理想は高く持っていただければと思います。県が大変よく認識していることがわかりましたので、期待しています。よろしく申し上げます。

○大橋座長

その他、御意見はありますか。

○澤田委員

私からは、資料3の「具体的な施策の実施状況」を読んで、気が付いたことや感じたことをお話したいと思います。

6番の昨年12月から開始された「刑の執行段階等における被害者等の心情聴取・伝達制度」は、被害者が被害を受けた後の回復のために重要な制度なので、このような新しい制度を、犯罪被害者支援部会で話をするのは、支援をする方々の理解にも繋がると思います。

次に、9番の「ワンストップ支援センターにおける夜間の電話相談」は、とても重要です。いつ被害に遭うかわからず、すぐにでも相談をしたいというときに、日中だけではなく、夜間の電話相談があるということは、被害者にとって、救いに繋がるのではないかと思います。さらなる充実を願っています。

10番の「性犯罪等被害者に対する支援」として「県内の中学校、高等学校、千葉県産科婦人科医学会を通じて県内の医療機関等にポスターを配布するなど、広報啓発活動を実施しました」ということ、犯罪被害を防ぐためにも、このような活動をさらにしていただきたいと思います。

13番「犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援」で、被害者支援施策担当課長会議で条例制定市町村の支援事例を共有した、とあります。これにより、まだ条例を制定していない市町村も、他人事ではなく自分の市町村でも必要だという気持ちになるのではないかと、思いました。

それから、先ほどお話した電話相談について、27番に「特に、緊急の電話相談は、24時間、365日受け付けました」とありますし、30番にも記載があります。もし、万が一、性被害を受けてしまったときは、誰にも言えない気持ちになりますから、相談するところがあった、相談することで救われる、ということが大事だと思います。そうすることによって、将来に向けて、また進んでいける気持ちになるのではないかと思います。

66番の交通事故相談所の項目です。「県内市町村における巡回相談」については、自分は知らなかったのですが、このような制度があると相談しやすいと思いました。

次に、76番「青少年ネット被害防止対策事業」です。今、いろいろなSNSがあって、情報を発信できることはよいことですが、1度スマホを手にした中学生、高校生は、もう手放すことができません。他の人から見えないところで、犯罪の傾向が進んでしまうことを心配しています。問題のある書き込みをする生徒もいると思いますが、そうした生徒も救う意味でも、ネットパトロールの対策を強化していただきたいと思いました。

○大橋座長

事務局、お願いします。

○事務局

6番の被害者等の心情聴取・伝達制度です。昨年度、各刑務所に「犯罪による被害者等に対する支援部会」の部会員に入ってくださいました。心情聴取・伝達制度をしっかりとやっていきたいとのお話を受けておりますので、支援部会で連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

9番等のワンストップ支援センターでの夜間の電話相談ですが、関係機関と連携して、引き続き、被害者の方が相談しやすい環境を作っていきたいと考えています。

13番の市町村の情報共有については、先ほどの関係機関との連携にも関係すると思いますが、国からも地方自治体の被害者支援についてワンストップで対応しようという働きかけがなされているところです。県としても、市町村連携や情報共有をはじめとして、体制強化に繋がっていくことができるよう動いているところです。しっかりとやっていきたいと思っています。

66番の交通事故相談所の巡回相談については、少しずつ相談件数が減っているところですが、一定数の需要がありますので、各地域で相談できる体制を継続していきたいと考えています。

76番の青少年ネット被害防止対策についてですが、情報化の時代においてインターネットで様々な被害に遭うということがありますので、関係部署と連携して取り組んでいきたいと考えています。

○大橋座長

その他、御発言をお願いします。

○今野委員

先ほどから話題になってる犯罪の認知件数の推移について、不同意わいせつになったのが令和5年7月からということで、数字は持ってきていないですが、令和5年7月までの1年間と令和5年7月からの1年間を比較すると、数値が倍くらいに増えています。これを踏まえて、いろいろ考えていかなければならないと思っています。

私は主に性暴力被害者の方の話になるのですが、資料2の8ページ「⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施」で、いろいろされていて素晴らしいと思います。

お伺いしたいのは、資料2の6ページで、支援する方への代理受傷研修はしているとの記載はありますが、支援する方に2次被害を起こしていただきたくない、という思いがあります。千葉県でというわけではありませんが、被害者の方にお会いすると、警察に行ったら心ない言葉をかけられた、担当の部署でないところで受付をされてひどいことを言われたと聞きます。ワンストップ支援センターでは研修も受けていると思いますが、それ以外の窓口ではどうしているのでしょうか。

また、カウンセリングの公費負担は、警察の場合は回数は何回でもよくて、かなり年数も長かったと記憶していますが、実際には犯罪にはならない性暴力被害者の方はとても多いので、そういう方たちにもカウンセリングを受けていただきたいと、常日頃思っているところです。東京都の場合は10万円まで助成があって、それ以上は被害者の負担となっています。

犯罪になっているのはすごく大変な場合と承知していますが、そうではない方や事情がある方、犯罪にはしたくないとおっしゃる方もよくいらっしゃいます。治療はカウンセリングや認知行動療法というPTSDに特化した治療方法があり、それをやると皆さんよくなります。ただ15回から20回ほどの回数が必要で、かなり費用がかかるので、そこにぜひ助成があるとよいと思っています。

○大橋座長

事務局からお願いします。

○事務局

おっしゃるとおり、不同意わいせつの認知件数が上がってきており、だんだんと表に出てくることができてきたことの表れかと思います。動向を見ながら、対応できるようにしていきたいと考えています。

警察等の被害者支援の窓口では、対応について指導を受けていると思いますが、市町村においては、先生のおっしゃるとおり被害者支援以外の部署が受けているということもあると思います。自治体内、機関内でのワンストップ支援については、国からも進めていくようにという話もきていているところであり、2次被害を生まないように、市町村にも、極力、ワンストップで対応できる体制づくりを検討していただくよう働きかけていきたいと思っています。

○今野委員

警察では、特に研修はしていないのでしょうか。

○県警察本部

性暴力・性犯罪以外のすべての犯罪被害を含め、被害者の一義的な声、事実確認をするというのも、警察に与えられた仕事としてございます。その中で、2次被害というものが背景として生まれることもあることは、承知しているところです。

このため、支援要員あるいは捜査に携わる刑事警察、こうした捜査員に対して、専科あるいは研修という制度を設けていますが、すべての職員に行き渡るまでに、御指摘のような被害者の声もございます。より一層、しっかり研修をやっていきたいと考えています。

○今野委員

研修をやっているのであれば、その旨、資料に記載していただくとよいかと思いました。

○事務局

カウンセリングの公費負担のお話ですが、県では現在5回までとの回数制限をしているところです。一方、警察は3年間で回数制限はないと承知しています。これについては、財政部局と相談しながら、今まさに検討を進めているという状況です。

○今野委員

ぜひ回数制限をなくしていただきたいと思います。警察の場合は、他の相談機関でのカウンセリング、認知行動療法も対象になると思います。これについても、県の公費負担の対象にしていただきたいと思います。

○大橋座長

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員

意見や質問を3点します。

資料2の9ページ「⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施」の重点課題として「犯罪被害者等に対する県民の理解、関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識を一層醸成することが必要」とありますが、令和2年に実施された「第61回県政世論調査」で「犯罪被害者等のための施策の認知度」を聞いたところ、「知らない」との回答が7割程度あったということです。ですから、この割合を下げるのが重要であり、そのために、いろいろな施策に取り組んでいることは評価に値すると思っていますが、現時点で、この施策を知らない県民の割合は、どのぐらいでしょうか。

次に、同じ資料2の5ページで、各委員からお話がありました「県内市町村の特化条例の制定」についてですが、令和6年4月1日現在が12団体とありますが、令和5年度中に新規に制定された団体がどこでしょうか。

3点目、計画全般に関わることですが、私は長く行政をやらせていただいた中で、大体、計画を作ると、数値目標を作って進捗管理をしながら評価をする手法だと思えます。この計画の策定段階で議論がなされたのかもしれませんが、数値目標はないのか、教えていただきたいと思えます。

○大橋座長

事務局から回答をお願いします。

○事務局

1つ目の県政世論調査ですが、現段階で「犯罪被害者等のための施策の認知度」の割合について、調査は実施していません。確かに計画上、県民の理解のもとに施策を進めていくとの記載がございますので、県民理解の把握というのは大事なことだと思います。調査については、検討させていただきたいと思います。

2点目、市町村の特化条例の状況です。令和5年度中に制定した市町村はどこかという御質問ですが、令和5年4月に、鎌ヶ谷市、四街道市が施行しています。令和5年度中に検討し、令和6年4月1日に施行したところが6市町で、千葉市、松戸市、匝瑳市、山武市、芝山町、横芝光町となり、だいぶ増えてきた状況にあります。

3点目、本計画における数値目標です。被害者の支援ということで、例えば、相談件数、医療費助成、法律相談などの数値がありますが、それらがどれぐらいの水準まで達すればよいのか、というのは難しいものであり、支援を計る指標は設けていないのが現状です。これだけの認知件数がある中で、まだ支援が必要ではないか、ということは考えていかなければならないところですが、数値目標については、国でも立てづらいつころであり、今後、次期計画も見据えながら、検討していくものと考えています。

○佐々木委員

1点目の認知度ですが、どういう方法でもよいので、現在、どのぐらいの県民が認知しているのか、調査してもらった方がよいと思います。同時に、認知した方がどういうツールを通じて認知したのか、についても調べると、リーフレットなのか、出前授業なのか、力を入れることがわかるので、より効果的な施策が打てるかと思います。加えて、年齢層も調べたら、認知度の上昇が目に見えてわかるようになる気がします。

2点目の特化条例の関係は、大変増えてきて、推進計画が順調に進んでいると思います。自分の経験からすると、市町村の担当にとっては、話としてはよいけれど、条例がなくても計画や予算措置でできる、わざわざ条例を作るのは手間だ、という感覚を持っているところもあると思います。そうしたところは、皆さんが御承知のとおり条例を制定すれば、犯罪被害者支援施策の法定根拠がしっかりできるということ、継続性、永続性が担保されることを説明してほしいと思います。また、条例制定の過程により、議会等で議論されて、広報などで住民への周知、啓発にもなります。ぜひ、この調子で進めていただきたいと思います。

3点目の数値目標の関係ですが、これは1点目の質問と関連しますが、令和2年の調査で7割が知らないというのであれば、この推進計画で最終的にどのくらい達成すべきなのか、という数値は持っていてもいいかな、という気はします。支援の件数などではなく、現にある数値を下げるという指標でもよいかと思います。

○大橋座長

最後、私から1点お話しします。資料2、6ページ「民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施」についてです。この「安定的」というのが非常に大事なことだと思います。

今までCVSでは、犯罪被害者支援員は女性のみを採用してきましたが、先ほどから話が出ているように、性犯罪の定義も従来より広くなり、男性の被害者あるいは外国人の方などもいらっしゃることを踏まえると、支援員も少し多様性を鑑みた方がよいのではないかと考えています。犯罪被害者支援員養成講座についても、少しそうした内容を加味してもらった方がよいかと思えます。

また、今の相談方法は電話が中心となっていますが、先ほどスマホの話がありましたように、若い人は電話をかけることをためらう人も多くなっています。最近はメールも躊躇しLINEならできる、という人もいますので、SNSを活用した相談を受けられるようにする、そのための研修も必要になってくると思います。少し検討していただいて、支援員の育成を考えていただければと思います。

○事務局

研修内容については、また、CVS、ちさと等の支援団体と御相談しながら、調整していきたいと思えます。

○大橋座長

本日予定した議事は以上となりますが、せっかくの機会ですので、何かお話されたいことがありましたら、お願いします。

○大川委員

医療費とコーディネーターということで、お話させていただきます。

犯罪被害を受けた場合の医療費は、第三者からの被害ということで、交通事故と同様に健康保険の対象ではなく、本来は事後に加害者が払うべきものと思えますが、それは難しいことが多いので、公費で負担することになっていると思えます。性暴力的場合はなかなか難しいのですが、医療費の公費負担が受けられるという案内で、支援に繋がる人を増やすこともできるかと思えます。

コーディネーターは様々な仕事があり大変だとは思いますが、警察OBなどの専門的なバックグラウンドを持ちながら、業務をする中での研鑽を重ね、経験値も上がってくると思うので、いろいろなことができるようになっていただきたいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

(4) 閉会

○司会

委員の皆様から、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、委員の皆様からいただいた御意見等を取りまとめ、会議資料とともに、千葉県ホームページにて公表する予定でございます。追って、事務局より、議事録確認等の御連絡を差し上げますので、引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本県における犯罪被害者等支援の一層の充実を図るため、今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、事務を進めていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。